

# 異動届出書の記入例①【上段：普通徴収へ切替の場合（例：小松 太郎） 下段：一括徴収の場合（例：小松 花子）】

①給与支払者の個人番号又は法人番号を記入してください。

②税額通知書に記載してある特別徴収義務者指定番号を記入してください。

③税額通知書に記載してある宛名番号を記入してください。

④給与所得者の個人番号を記入してください。

⑤給与の支払いを受けなくなった後（退職後）の住所が、税額通知書に記載してある住所と異なる場合は、新しい住所を記入してください。

不明のときは、給与の支払いを受けなくなった当時の住所を記載してください。

⑥異動者の年税額を記入してください。なお、年度途中で税額変更があった人については、変更後の金額を記入してください。

⑦給与から徴収した月及び徴収済額の合計を記入してください。

## ※ 給与支払者や給与所得者の個人番号又は法人番号の記載が必要です

### 給与支払報告書 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

◎ 異動があった場合は翌月10日までに必ず提出してください。

退職の日が一月一日から四月三十日までの間の方については、本人からの申し出がない場合であっても、残税額をまとめて徴収してください。

受付印 (あて先)小松市長 ○○年○○月○○日提出		給与支払者 所在地 〒923-0904 小松市小馬出町○○番地 名称 (株)○○商事 個人番号又は法人番① 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	※小松市処理欄 受付 窓・郵 ( ) 補記 入力 確認 併 1・2 イメ 1・2 年度 特別徴収義務者指定番号 ② 114514 この報告の応答者名及び電話番号 係 人事 氏名 石川 電話 0761-24-8030		
給与所得者 宛名番号 ③ 1 氏名 ④ 小松 太郎 個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 給与の支払いを受けなくなった後の住所 ⑤ 小松市○○町×番地 転勤等による新しい給与支払先の所在地及び名称 所在地 〒 名称		⑥ (ア) 特別徴収税額 (年税額) 円 78,000 ⑦ (イ) 徴収済額 円 6 月分から 10 月分まで 32,500 (ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 円 45,500	⑧ 異動の年月日 ○年10月31日 異動の事由 1 退職 2 転勤 3 休職 4 長期欠勤 5 死亡 6 その他 「6.その他」を選択された場合、裏面のA～Fの符号を記載してください。	⑨ 異動後の未徴収税額の徴収 3 1. 特別徴収継続 (下の新しい給与支払先も記入) 2. 一括徴収 ( ) 月分まで納入 ( ) 月 日納入予定) 3. 普通徴収(本人納付) 理由 ( )	⑩ 1月1日以降退職時までの給与支払額 円 2,000,000 控除社会保険料額 円 130,000 徴収し 月分から 納入します。
給与所得者 宛名番号 2 氏名 小松 花子 個人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 給与の支払いを受けなくなった後の住所 小松市☆\$町△番地 転勤等による新しい給与支払先の所在地及び名称 所在地 〒 名称		⑥ (ア) 特別徴収税額 (年税額) 円 57,600 ⑦ (イ) 徴収済額 円 6 月分から 10 月分まで 24,000 (ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 円 33,600	⑧ 異動の年月日 年 月 日 異動の事由 1 退職 2 転勤 3 休職 4 長期欠勤 5 死亡 6 その他 「6.その他」を選択された場合、裏面のA～Fの符号を記載してください。	⑨ 異動後の未徴収税額の徴収 2 1. 特別徴収継続 (下の新しい給与支払先も記入) 2. 一括徴収 ⑪ 11 月分まで納入 ( 12 月 10 日納入予定) 3. 普通徴収(本人納付) 理由 ( )	⑩ 1月1日以降退職時までの給与支払額 円 1,800,000 控除社会保険料額 円 100,000 徴収し 月分から 納入します。

⑧退職、転勤等の異動の年月日を記入してください。

⑨該当番号に○をしてください。

1. 特別徴収継続  
 転勤等で引き続き特別徴収を継続する場合や、会社を退職して新しい勤務先が、引き続き特別徴収を継続する場合は、

2. 一括徴収  
 退職等で残額を退職時等に一括して徴収する場合は、

3. 普通徴収  
 退職等で未徴収税額を個人で納めていただく場合は、

⑩ 1月1日から退職時までの金額を記入してください。

※翌年1月1日以降に退職した場合は、同日から退職時までの金額を記入してください。

⑪一括徴収した税額を何月分まで納入するかを記入してください。

■非課税者についても退職等の異動があった場合は、提出してください。

■特別徴収税額の納入先の市区町村と、新年度の給与支払報告書を提出した市区町村が異なる場合は、両方の市区町村に提出してください。